

BSE対策に関する意見書

平成13年に我が国で初めてBSE（牛海綿状脳症）が確認されて以来、国民の国産牛肉に対する不安を解消するため、地方自治体においては、国の全額補助を受け、BSE全頭検査を実施してきたところである。

こうしたなか、国においては、全頭検査を緩和する食品安全委員会の答申を受け、平成17年に、BSE検査の対象月齢を21ヶ月齢以上とし、地方自治体が行う20ヶ月齢以下の牛の自主的な検査については、最長で3年間の経過措置として補助してきたが、平成20年7月をもって、この補助を廃止する旨の通知を平成19年に行ったところである。

しかしながら、BSEについては依然として未解明な部分が多く、また、国の全額補助が終了し、地方自治体ごとにBSE検査の対象が異なる状況となれば、畜産県である当県をはじめ、生産者や消費者に多大な不安を与え、生産・流通の現場に大きな混乱を生じさせる恐れがある。

よって、国におかれては、国産牛肉に対する安心と安全を確保するため、BSEの発生原因、感染経路及び発症のメカニズムの一層の解明に努められるとともに、国民の十分な理解が得られるまで、BSE全頭検査に係る地方自治体への全額補助を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野	洋平	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	福田	康夫	様
財務大臣	額賀	福志郎	様
厚生労働大臣	舛添	要一	様
農林水産大臣	若林	正俊	様